

令和8年度多文化共生まちづくり事業
北上市こどもランゲージサポーター募集要項

1 目的及び趣旨

こどもランゲージサポーターは、多様な文化的・言語的背景をもつ子どもやその保護者の生活適応や学習支援を行い、対象者が当市のさまざまな地域資源につながるができるよう支援する。当市が適任と認めた方をこどもランゲージサポーターとして登録し、庁内の関係部署や各学校等の依頼を受けて派遣する。

2 実施主体

北上市

3 活動内容

こどもランゲージサポーターは、その適性に応じて次のいずれかの活動を行う。

- (1) 外国にルーツをもつ子どもの日本語指導（日本語で日本語を教える又は母語（外国語）で日本語を教える）
- (2) 教育・子育てに係る通訳（文書の代筆等、翻訳活動を除く）
- (3) その他、教育・子育てに関連して、外国にルーツをもつ子どもの支援につながる
と市が認めた活動

4 支援対象者

市内在住の未就学児、市内小中学校に在籍又は在籍予定の児童生徒及びその保護者

5 場所

北上市内小中学校、市所管施設及びオンライン等

（その他の場所については、本事業の目的に照らして検討する。）

6 活動要件

- (1) 原則として北上市内に居住し、外国人に日本語を教えたり、外国語を介して外国人を支援したりすることに意欲のあること。国籍は問わない。
- (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

7 謝金

- (1) 謝金として、活動1時間あたり1,500円を支払う。
- (2) 謝金の対象は、派遣先での活動時間及び打合せ時間とし、自宅等での準備時間は対象としない。
- (3) サポーターの自宅等から会場までの往復距離数が8 km以上の場合は、別途実費弁償（1 kmあたり37円）を支払う。

（裏面に続く。）

- (4) 謝金の支払は口座への振込とし、一カ月ごとの実績払いとする。振込額は、支払額から源泉徴収税額を除いた額とする。
- (5) 本人の申し出により、謝金等の受取を辞退することができる。

8 活動期間

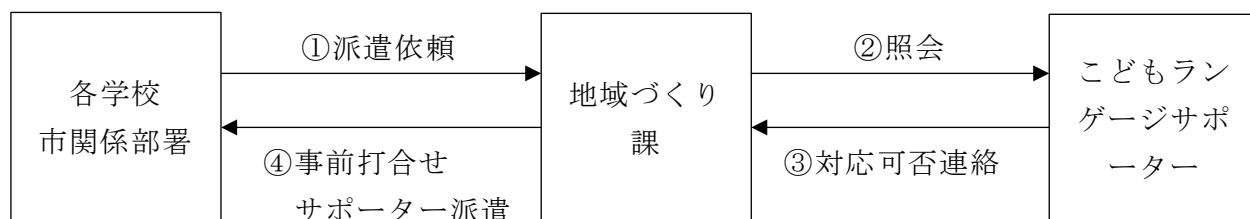
令和8年4月1日から令和9年1月31日まで

(希望する場合、次年度以降も継続して活動を行うことができるものとする。)

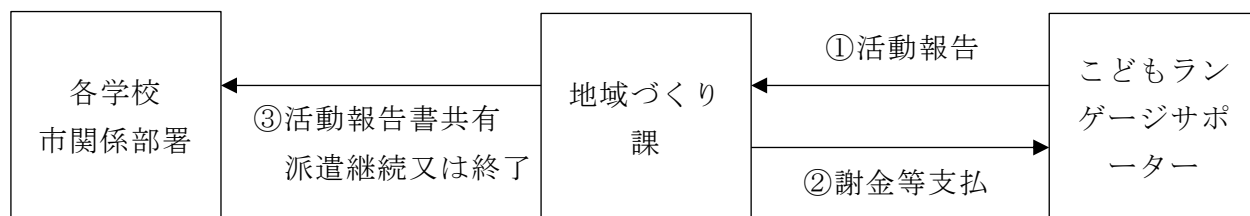
9 こどもランゲージサポーターの登録

- (1) 「こどもランゲージサポーター登録票」に必要事項を記入いただき、地域づくり課に持参、郵送、電子メール又はオンラインフォームにより提出する。
- (2) 登録いただいても、派遣依頼内容や必要な言語により、登録期間中に活動依頼のない場合がある。

9 派遣までの流れ



10 派遣後の流れ



11 登録の取消

こどもランゲージサポーターが次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消す。

- (1) 公共の福祉に反する行為が判明した場合。
- (2) 政治的又は宗教的目的の行為が判明した場合。
- (3) 登録者より当該登録を辞退する旨の申し出があった場合。

12 活動に係る留意事項

次の活動については、本事業の対象外とする。

- (1) 外国にルーツをもつ子どもに関係しない行政通訳
- (2) 医療賠償責任が生じる可能性のある医療通訳

13 秘密の保持

こどもランゲージサポーターは、活動上知り得た個人情報を第三者に漏えい又は提供してはならない。なお、活動終了後においても同様とする。

14 活動保険

市で加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」を適用する。